

NAO Letter

N A O

編集発行人 代 表 社 員 杳 樹

〒500-8335 岐阜市三歳町4-2-10 TEL 058 (253) 5411 (代) FAX 058 (253) 6957

(睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
•	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	<i>20</i>
21	22	23	24	25	26	<i>27</i>
28	29	.30	31		۰	

ワンポイント 森林環境税の導入

令和6年度から国内に住所のある個人に課 税される国税で、個人住民税均等割と併せて 1人年額で1,000円徴収されます。税収は国か ら「森林環境譲与税」として都道府県・市町村 へ配分され、間伐等の森林整備や木材の利用 促進、林業を支える人材育成などへの安定的 な地方財源として活用されます。

1月の税務と労務

税/給与所得者の扶養控除等申告書の提出

本年最初の給与支払日の前日

税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出

1月31日 1月31日

税/源泉徴収票の交付、提出

税/12月分源泉所得税の納付

1月10日

(納期の特例を受けている事業所の7~12月 分は1月22日)

国 税/11月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月31日

国 税/5月決算法人の中間申告 1月31日 国 税/2月、5月、8月決算法人の消費税等の

中間申告(年3回の場合) 1月31日

地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日 地方税/給与支払報告書の提出 1月31日

労務/労働保険料の納付(第3期分) 1月31日

(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)



たも ために、厚生労働省が人の能力開発と客観的 のです。 能 力 評 価 基 準 L 価働

概要、 きます。 今回 導入の は、 職業能 ポイントを見 力評 価 基 7 準 0 11

ーアル 業 業能 力評価基準と 省) 準

業においては、これまで適 学の効果に関い (厚生労働など) し、「中小 - 導入マ では、

> 画で効果が開水的に整備す **戦業能力** べられ 摘され する ています。 V てきまし ベ 期 することで様 ル 待 位困 0) がの .できます。」 判断基準 たが 事 で 制 準を は々な場 個人 あ 度 ると が能 ع 0 体 十力

ど様々な場面で活用で職務別に整理したもの職務別に整理したもので採用や人材育成、人 となっています。 すために必要な「 職務別に整理したもので、以職務遂行能力を業種別、職な技能」に加えて成果につない の評価 基準は、 知 用できるも (識」と「技術 人事評 仕 八事評価な が、職種・ が、社員 事をこな のな員

月時点)。 は種 事 おりです、私りです、と建設、 城種と建設、なれている業種・ s, h ^取和 5 年 10 名 の り、 内訳 種 は、

業種横 事 務系 9 断 的 職 な経 種 理 事 等 0

製造業関係 係 (13業種)

(3)

- 運 係係 (2業種
- ·融、保 特業関 6 業
- **保険業関係** 小売業関係 (2業種
- サ ス業関係 $\widehat{10}$ 16 業種

ご参 覧は 1 い価は 足より、 ・ます。 ホームページ上 0) 照く 詳 各生 細は の職 本紙においては、 ださい。 業種ごとの詳 割 一愛しますが 業種ホ 一の策定 1 掲職 4 載 業ペ 福情報· べされ 各シー 能 1 力ジ

なも 活 貝の職業能力と 物育成の資料のがあります。 ります。 て、 次 0)

ょ

ツー

ルとし

て、一部

の業種

当企

① う 育を施、 基 立対観 一準を満たすため 応した教育 的 てることや、 に判断 すことで、 制度 そ 職 業能 能 に ののレ 整備ベル 力開 必 要 力評 **,**

にること! 社内の人材ニーズの把っ 社内の人材ニーズの把っ ることができます。 仕員自身のスキッ 2 握 用

で自 で目てレ ベル 分 項目と不足 アップのため がどのレベルに 力を客観的 こで、現時点だしている項 に把 位置し、 価基

まず 評に 7 た業 っ た人 を立 が職 人材 業能力評 0) 業能 材育成システム てること レ より簡 育 ル 成 :価基準 に 単に利用 取り -を基 きま 組 を 8 **飛できる** む 核と す。 0 に 目

① の も り 業 キャリアマップ 種 が作成されてい 内でのキャリ ・ます。 ア 形 成

0

指

針

となるものです。

b 開 開発の標準的な道筋を示したを基に、入社後における能力 n 職業能 0) ているレベル です。 力評価が 基準で設定さ 1 4 **

※ レ 事べ ル 務 系職種 1 5 4 で 0) は例

ベ ル2(シニア・スタッ ル1 (スタッフ)

ペシャリスト) ベ ル 3 (マネジャー、 ス

す B

ス ヤ レ j <u>١</u> ベル4 シニア・スペシャリ (シニア・ マ ネジ

がれの 示されていい 力評価 て習 分類 11 ます。 基準 得 さ 年 れ、 'n 数 のそ 目 れ レ ぞ ベ 安

の展 キャリアマップが作成 と自 することにより、 ベル 社 0) ごを 資 時 間級 自 軸制 ペでき版 とこれ でとして できる

職業能 力評価シー

できるチェック形式の評価シー育成に有効な示唆を得ることがを簡略化したものであり、人材 トです。 ている「職務遂行のための基準」 職業能力評価基準」で、 職務・レベル別に定められ職業能力評価基準」で、職

がるには、何が不足してるのか」程度なのか」、「次のレベルに上たは部下)の能力レベルはどのこれを活用すると、「自分(ま ます。 を具体的に把握することができ

導入

ののて る 問題点の 導入の 現 進 は員が評し 在 める際は、 得できる評 い(ビジョンやミッション 地、 ポ 人事評価でよくあ計価制度に納得しな を組み入れること 目的 日価制度に納得る評価方法 イント 一つです。 **的地を定め、そ** 経営課題とし

目

|標設

定

できる評価方法にすること評価方法に根拠を持たせ納 イントです。 2感を持 たせるためにも、 が得

b

ながら進めていきましょう。 ポ 次のようなことに気をつ け

説明や指導をしつかり行う。 体的かつ明確に設定。 お導の際には、どうすれをかかの明確に設定。 に社 評 価 員に説明 方法について、 事 前

なげていくとよいでしょうが納得できる評価方法へよが生じる要因を減らし、社にしていくことにより、不 力評価の体制 体制 げていくとよいでしょう。 このようにして、人 キャリアアップにつながる ていくことにより、不満価シートの内容も具体的制をしっかりと整え、能のようにして、人事評価 できる評価方法へとつ 社 員

しょう。 ながる適 会社と社 定することがポイントです。 アアップにつながるものを設 目標を決 のようなことに気をつ 処切な目 員、 め な目標を設定しま双方の成長につ る際 身は、 キャ H ij

ると、 リスクがある。レベルの目標にし に、社員自 目 標は低すぎず高すぎず、 てしまう で設定

する。 ちょうど良いレベル

事です。 ミュニケーションを図中間面接などを行 切なフォローを行うことが るようにサポートを行う。目標設定後は、達成でも ŋ , って 大 適 コ Z

)手順 自社版として活用するた 例 め

(1) をすると、 出ることが考えられます。 し、あるいは現場から「勝手をすると、負荷が大きすぎたり、あるいは現場から「勝手をすると、負荷が大きすぎたが、あるいは現場から「勝手をすると、負荷が大きすぎたが、あるいは現場が、 IJ 出 現場に支持される基準に に参画してもら 可能な限り現場 時には 11 のな

(5)

ながら に、社員自身が達成できるると、目標を設定するときれることに主眼を置きすぎ 力評 価シートで評 ていきましょ **(2)**

す

で、自社版にアレンジしていいが、自社にとって漠然としすが、自社にとって漠然としすが、自社にとって漠然としすが、自社にとって漠然としすが、当社にとって (3) めに くとよいでしょう。 使うのかを決めます。 うなこと」を整理 11 理自目 「職業能力評 と思うこと」や ののを課経明 題 心から や人的 į 価基準」 「できそ できたら 何のた

(4) レベルを設定

年 ことで、より理解しやすくし、 アップするような表示にする します。 評価の納得性も高まるように 次ごとに段階的にレベル 一つの基準を、 例えば 経験

明と使 に使用 アリン このことは、 可能な範囲で利用者現場の意見を取り込 にするための 用してもらい修正します。ングを行い、 一部試行的使い勝手について事前ヒ 現場での活用を 布 石となる ^ 0) ヒ説

障害者の法定雇用率等の改正

令和6年4月以降、障害者の法定雇用率 の引き上げなどの改正が行われます。

1 法定雇用率引き上げ

民間の法定雇用率は、2.5%(令和5年度 は2.3%) に引き上げられます。

これに伴い、40.0人(同43.5人)以上の 従業員を雇う事業主は、障害者を雇用する 義務が生じます。対象となる事業主は、次 のことも行います。

- ・ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況 のハローワークへの報告
- 障害者の雇用促進と継続を図るため 「障害者雇用推進者 | 選任 (努力義務)

2 特定短時間労働者の雇用率算定

障害特性により長時間の勤務が困難な障 害者の方の雇用機会の拡大を図る観点か ら、重度身体障害者、重度知的障害者、精 神障害者であって、週所定労働時間が「10 時間以上20時間未満」のものは、雇用率

7月速報 この公表状況の調査 この公表状況の調査 ・ ンを1年に1回 常性 正育 原 える事 育和 向性 業主 用する労働者が千人を超 児休業取得促進 5 の 介護休業法に 年 は、 育児休業等取得 れました。一回公表するこ 施行 結果 により、 の れ ため、 育性同 男

業が見受けられました。 業が見受けられました。
・中途採用応募人材の増収得の促進だけでなく、人材の増収をの順で回答が多く、資和8%の順で回答が多く、資本・中途採用応募人材の増収ののでも効果を感じている
ない、「社内の男性育体取得では、「社内の男性育体取得 した。 ない。 で 取得 率を公表し た効 32%、「新の育体の育体の育体の育体の育体の育体の育体の育体の育体の育体の育体の事体の事体の事業を表現しています。 治增加.

均 取

日 数

は

46

5

白で

を算定するときに1人をもって0.5人の雇 用として取り扱います。

なお、算定対象となる特定短時間労働者 から、就労継続支援A型の利用者は除きま

障害者雇用調整金・報奨金の支給方法 の見直し

障害者雇用調整金は、支給対象人数が 10人を超える場合は、超過人数分への支 給額は、23000円(令和5年度29000円) となります。また、報奨金は、支給対象人 数が35人を超える場合は、超過人数分へ の支給額は16000円(同21000円)とな ります。いずれも令和6年度の実績に基づ く、令和7年度の調整金や報奨金の支払い から適用されます。

4 その他

障害者の雇入れ及び雇用継続に対する相 談支援等に対応するための助成措置を新設 するとともに、今回の制度改正を契機とし、 既存の助成金(障害者介助等助成金、職場 適応援助者助成金等)が拡充等されます。

公的年金受給者の扶養親族等 申告書の電子申請可能に

日本年金機構から送付される扶養親族等 申告書(以下「申告書」)は、公的年金につ いて源泉徴収の対象となる方に対して送ら れるものです。

この申告書の提出が、スマートフォンや パソコンを使って電子申請をすることがで きるようになりました。利用の際は、マイ ナンバーカードの取得、マイナポータルの 利用者登録、マイナポータルとねんきんネッ トの連携等の事前準備が必要です。

なお、受給する年金額が一定額(65歳以 上は158万円、65歳未満は108万円)に 満たない方は、申告書の提出は不要です。

また、旧法老齢年金の受給者、国外居住 の配偶者・扶養親族など一部の方は、電子 申請の対象外とされ、従来どおり紙の申告 書の提出が必要です。

利用方法は、「扶養親族等申告書 電子 申請」などのキーワードにより検索し、制 度案内を確認することができます。